岡山市保育支援者配置助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(以下「保育支援者」という。)を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的に、保育支援者やスポット支援員を配置する保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所及び幼稚園型認定こども園に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。
- 2 この要綱において、「保育所」とは、市内に所在する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の認可を受けた法第39条第1項に定める保育所(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第3条第1項の認定を受けたものを除く。)のうち、設置者が岡山市以外のものをいう。
- 3 この要綱において、「幼保連携型認定こども園」とは、市内に所在する認定こども園法第 17条第1項の規定により認可を受けた認定こども園であって、子ども・子育て支援法(平 成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第27条第1項の特定教育・保育施設の うち、設置者が岡山市以外のものをいう。
- 4 この要綱において、「地域型保育事業所」とは、法第34条の15第2項の規定により認可を受けた、支援法第7条第5項に規定する事業(法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。)を行う事業所のうち、設置者が岡山市以外のものをいう。
- 5 この要綱において、「幼稚園型認定こども園」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条により設置認可された幼稚園であって、認定こども園法第3条第1項の認定を受けた施設のうち、設置者が岡山市以外のものをいう。

(補助事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、保育支援者の配置、 散歩等の児童の園外活動時の見守り等及びスポット支援員の配置とし、それぞれ次の各号に 掲げる要件のいずれをも満たすものとする。
 - (1) 保育支援者の配置
 - ① 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行うものとする。

- ア 保育設備,遊ぶ場所,遊具等の消毒・清掃
- イ 給食の配膳・あとかたづけ
- ウ 寝具の用意・あとかたづけ
- エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- オ 児童の園外活動時の見守り等
- カ その他、保育士の負担軽減に資する業務
- ② 保育支援者は、平成27年4月1日以降、新たに保育所及び幼保連携型認定こども園(以下「保育所等」という。) に配置された者とすること。
- ③ 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、保育支援者を配置する 保育所等は、本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容並び に職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(保育支援者の配置を除く。)を記載し た実施計画書を提出するものとすること。
- (2) 児童の園外活動時の見守り等
- ① 本業務は、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、 道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うものとする。
- ② 本業務を行う者は、保育士資格を有さず、市長が認めた交通安全に関する講習会等を修了した者であること。
- ③ 本業務を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・保育課)に留意して実施すること。
- (3) スポット支援員の配置
- ① 本事業は、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援員を配置し、安全な保育体制の強化を行うものとする。
- ② スポット支援員は、保育士資格を有さず、平成27年4月1日以降、新たに配置された者とすること。
- ③ スポット支援員は、保育所等が本条第1号の事業と合わせて実施する場合は、本条第1号で配置した保育支援者とは別に配置すること。

(補助事業者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができるのは,前条各号に定める補助事業の区分に応じて, 次の各号に掲げる施設を運営するもの(以下「補助事業者」という。)とする。
- (1)保育支援者の配置保育所、幼保連携型認定こども園
- (2) 児童の園外活動時の見守り等及びスポット支援員の配置 保育所,幼保連携型認定こども園,地域型保育事業所,幼稚園型認定こども園
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

- (1) 市税を滞納しているもの
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は,以下に定める補助基準額と補助対象経費とを比較して,いずれか少ない方の額とする。

補助基準額	対象施設	補助対象経費
1. 保育支援者の配置	保育所,幼保連携型認定	保育支援者配置助成事業
1か所当たり月額 100,000円	こども園	を実施するために必要な
2. 児童の園外活動の見守り等	保育所,幼保連携型認定	報酬, 給料, 職員手当等,
1か所当たり月額 45,000円	こども園,地域型保育事	賃金,報償費,旅費,共済
3. スポット支援員の配置	業所,幼稚園型認定こど	費,役務費,委託料,使用
1か所当たり月額 45,000円	も園	料及び賃借料

2 前項の補助対象経費について、他の補助事業の対象となっている経費については補助対象 経費としない。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条第1項第1号に規定する事業計画書は,第3条第1号③に定める実施計画書を兼ねるものとし,同項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は,市税を滞納していないことを証明する書類とする。

(着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

- 第8条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は,第3条各号に定める事業の実施に必要な者の配置状況及び補助対象経費の支払状況が明らかになる書類とする。
- 2 児童の園外活動の見守り等を行った場合は、前項に定める書類に加え、交通安全に関する 講習会等の受講状況及び園外活動の見守り等の実施状況が明らかになる書類を添えるもの とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成29年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年12月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和4年5月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和5年6月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。